

お知らせ

個人市・府民税の申告

個人市・府民税(以下「個人住民税」)の申告は、3月15日(金)までです。平成31年1月1日に守口市に居住している人は、個人住民税の申告が必要です。

ただし、税務署へ確定申告書を出す人や勤務先で年末調整をした人(給与以外の所得がない場合)は、個人住民税の申告は必要ありません。

年金受給者は、確定申告や個人住民税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは問い合わせください。

また、平成30年中に無収入の人や、収入があっても個人住民税が非課税となる人は申告不要ですが、課税証明書が必要な場合や国民健康保険料などの手続きが必要な場合には、個人住民税の申告書を提出してください。

注 大阪北部地震・台風21号に被災された人で、損害額の程度により雑損控除が受けられる可能性があります。詳しくは担当まで問い合わせください。

申告期間・会場

個人住民税の申告の受け付けを次のとおり行います。郵送でも申告できますので、申告書に必要な事項を記入の上、収入および所得控除を証明する資料を同封して、課税課市民税担当へ送付し

てください。

時 2月6日(水)～3月15日(金)午前9時～午後5時30分
備 土・日、祝日を除く。
場 課税課市民税担当

注 臨時・休日受付も行いますので、利用してください。

日程	受付会場	受付時間
2月 4日(月)	東部エリア コミュニティセンター	11:00~13:00
2月 5日(火)	庭窪 コミュニティセンター	
3月10日(日)	市役所 2階南エリア 課税課市民税担当	10:00~15:00

申告に必要なもの

▽印鑑
▽個人住民税の申告書
▽収入を証明する書類(給与や公的年金などの源泉徴収票や、収入内訳書など)

▽所得控除を証明する書類(社会保険料の支払証明や、生命保険料などの控除証明書、医療費の明細書など)

▽個人番号の確認および本人確認ができるもの
・個人番号確認書類(いずれか1点の提示)

①個人番号カード
②顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、学生証など)

③顔写真の無い身分証明書(保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、各種源泉徴収票、保険料控除証明書など)

注 昨年個人住民税の申告をしている人に、申告書を送付しています。新たに個人住民税の申告書が必要な人は、課税課市民税担当へ連絡してください。

なお、所得税の確定申告や還付申告は、市役所では受け付けできません。

問 課税課市民税担当
TEL 06・6992・1456

確定申告はお早めに

平成30年分の所得税および復興特別所得税の確定申告期間は平成31年2月18日(月)から3月15日(金)までです。還付申告は、平成31年2月15日(金)以前でも行えます(税務署の閉庁日(土・日、祝日など)は、相談および申告書の受け付けは行っていませんが、門真税務署では2月24日と3月3日に限り、相談および申告書の受け付けを行います)。

期限間近は、税務署が大変混雑し、相談および申告書の受け付けに長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Taxによる送信、郵便や信書便による送付または税務署の時間外受取箱への投函による提出が便利です。申告書は自身で作成し、できるだけ早めに提出してください。

所得税および復興特別所得税の確定申告
所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税などの額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

▽申告書の作成などにあたって不明な点に関する問い合わせ
最寄りの税務署では、自動音声通話により案内していますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

問 門真税務署
TEL 06・6909・0181

注 2013年分から2037年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとなります。

《医療費控除の改正》平成29年分の確定申告から
医療費控除の適用を受ける際、領収書の提出が不要となり、領収書の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

国税庁ホームページでも作成可
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、自宅のパソコンなどから申告書を作成することができます。

当コーナーでは、給与所得者または年金所得者向けの申告書作成画面を用意しています。初めてでも操作がしやすい画面となっていますので、利用してください。

税務署で発行するIDとパスワードを取得すれば、マイナンバーカードとICカードリーダーライターが不要となり、スマホやタブレットからでもe-Taxによる送信ができます(ID・パスワード方式)。

IDとパスワードは、本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望する場合は、運転免許証などの本人確認書類を持参の上、自宅や勤務先などの近くの税務署にお越しください。

ID・パスワード方式は、マイナンバーカードおよびICカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応です。

社会保障 税番号(マイナンバー)制度

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続きの効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

問い合わせは電話で

▽事前準備、送信方法、エラー解消など作成コーナーの使い方に関する問い合わせ
問 e-Tax作成コーナーヘルプデスク
TEL 0570・01・5901
右記の電話番号が利用できない場合
TEL 03・5638・5171
受付時間 月～金曜日、午前9時～午後5時(祝日および12月29日～1月3日を除く)
備 受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページで確認してください。
▽マイナンバーカードに関する問い合わせ
問 マイナンバー総合フリーダイヤル
TEL 0120・95・0178
受付時間 月～金曜日、午前9時30分

所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出には

マイナンバー(12桁)の記載

申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。



本人確認書類の提示又は写しの添付

申告者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

注 控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類の提示などは不要です。

【本人確認書類の例】

- 例1 マイナンバーカード
- 例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

自宅などのパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。